

1 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数	
	類型	細目		
1	児童の両親がいない場合で、保護者が就労、疾病等のため適切な育成をすることができないとき、又は、児童福祉の観点から区長が特に必要と認める場合		100	
2	居宅外労働	週のうち、平日5日かつ午後1時から6時までの4時間以上の就労を常態としているもの	65	
3		週のうち、平日5日かつ午後1時から6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの	60	
4		週のうち、平日5日かつ午後1時から6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの	55	
5		週のうち、平日4日かつ午後1時から6時までの4時間以上の就労を常態としているもの	60	
6		週のうち、平日4日かつ午後1時から6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの	55	
7		週のうち、平日4日かつ午後1時から6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの	50	
8		週のうち、平日3日かつ午後1時から6時までの4時間以上の就労を常態としているもの	55	
9		週のうち、平日3日かつ午後1時から6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの	50	
10		週のうち、平日3日かつ午後1時から6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの	45	
11		週のうち平日3日以上かつ午後1時から午後6時までのうち2時間未満の就労を常態としているもの	40	
12		週のうち平日3日未満かつ午後1時から午後6時までのうち5時間以下の就労を常態としているもの	40	
13		居宅内労働	週のうち、平日5日かつ午後1時から6時までの4時間以上の就労を常態としているもの	55
14	週のうち、平日5日かつ午後1時から6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの		50	
15	週のうち、平日5日かつ午後1時から6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの		45	
16	週のうち、平日4日かつ午後1時から6時までの4時間以上の就労を常態としているもの		50	
17	週のうち、平日4日かつ午後1時から6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの		45	
18	週のうち、平日4日かつ午後1時から6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの		40	
19	週のうち、平日3日かつ午後1時から6時までの4時間以上の就労を常態としているもの		45	
20	週のうち、平日3日かつ午後1時から6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの		40	
21	週のうち、平日3日かつ午後1時から6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの		35	
22	週のうち平日3日以上かつ午後1時から午後6時までのうち2時間未満の就労を常態としているもの		30	
23	週のうち平日3日未満かつ午後1時から午後6時までのうち5時間以下の就労を常態としているもの		30	
24	出産	出産予定月を中心に前後2月の計5月以内のもの	60	
25	疾病	入院	入院開始から1月以上の場合	65
26		居宅内	寝たきりの場合	65
27			常時安静又は週3日以上通院若しくは通所を要する場合	60
28			番号24及び25以外の一般療養の場合	55
29	心身障害	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度、2度若しくは3度を保持するもの		65
30		身体障害者手帳3級、4級、5級若しくは6級、精神障害者保健福祉手帳3級若しくは愛の手帳4度を保持するもの又はその他の障害認定を受けたもの		60
31	介護・看護	居宅外	介護、看護又は通院等の付添いをするもの(番号2から11までを準用する。)	40～65
32		居宅内	常時介護又は看護をするもの	60

備考

- 1 平日とは、月曜日から金曜日までをいう。
- 2 就学又は技能習得は、就労に準ずるものとして取り扱う。
- 3 夜間就労(午後9時から翌日午前6時までの就労のことをいう。以下同じ。)をしている保護者が日中に休息をとる場合は、当該夜間就労の時間を日中における就労時間に換算するものとする。
- 4 父母の勤務時間が異なる場合には、それぞれの父母について該当する指数のうち低い方の指数を適用する。
- 5 居宅外の介護、看護等に要する時間は、居宅外労働の就労時間に相当するものとして取り扱う。

## 2 調整指数

	類 型	細 目	調整指数
1	世 帯 調 整	ひとり親世帯で、保護者が就労、疾病等のため適切な育成をすることができないとき。	10
2		近隣(自宅からおおむね500メートル以内の場所)に保護者の代わりになる在宅の親族がいるとき。	-1
3		保護者の代わりになる在宅の同居親族がいるとき。	-2
4	学 年 調 整	小学校1年生であるとき。	12
5		小学校2年生であるとき。	6
6	特 別 支 援 児 童 調 整	身体障害者手帳1級、2級若しくは3級又は愛の手帳を保持しているとき。	25
7		身体障害者手帳4級、5級若しくは6級を保持しているとき、又は特別支援学校に在籍しているとき。	23
8		特別支援学級に在籍しているとき。	20
9	通 学 区 域 調 整	小学校内の学童クラブを利用する当該小学校の1年生が当該小学校の通学区域内に居住する者であるとき。	5

### 備考

- 1 調整指数は、重複して加算することができる。
- 2 特別支援児童に係る利用の可否は、墨田区学童クラブ利用審査会において決定するものとする。

## 3 優先順位の判定方法

利用の承認は、基準指数と調整指数とを合算した指数が高い者から順に行うものとする。なお、複数の者において基準指数と調整指数とを合算した指数が同一になった場合には、保護者の就労状況・通勤に要する時間、育成料の納付状況等を考慮して優先順位を判定する。